交通事故後遺障害認定申請（被害者請求）サポート業務依頼書（兼ヒアリングシート）

行政書士渡辺事務所
渡邉文雄　宛

申し込み年月日　　年　　月　　日

依頼者　住所〒

（フリガナ）
氏名
電話番号
※ご連絡が可能な時間帯（　　時　　分　～　　時　　分）

年　　月　　日料金表により、下記の通り申込みます。

記

1　お申し込みいただくサービス
・交通事故後遺障害認定申請（被害者請求）サポート

注１；下記のサポートサービスは含みません。
※事故原因の調査（現場調査）、同行。
※医療機関に対する照会、同行。
※後遺障害認定異議申立。（別途お申込みください）

注２；下記のケースは本サービスの対象外とします。
※後遺症があるが、保険会社による治療費打ち切りなどにより、保険会社が後遺障害の認定請求（事前認定）をしてくれなかった。
※後から後遺傷害の症状が出た。

2　次の事項をご記入ください。

お申し込み時確認事項
1. 事故の日時・場所、ケガ等の状況、過失割合

2.被害者請求される理由

3. 現在の治療の段階、診断　**※顔面醜状（表面のキズ、アザなど）、眼瞼欠損、運動障害、**むち打ち損傷、中心性脊髄損傷、高次脳機能障害の有無の有無

4.事故の相手方の任意保険会社　※該当する場合のみ
「
5.自身の自動車保険の交通事故弁護士費用特約の有無

3　以下の書類等を同封しご送付ください。
①交通事故証明書（取得）
②「自動車損害賠償責任保険支払請求書兼支払指図書」の下書き
※支払請求書には請求額の記載欄がありますが、金額は保険会社が計算しますので、記入する必要はありません。
③「事故発生状況報告書」の下書き
④診断書
⑤「後遺障害診断書」（取得）
⑥「診療報酬明細書（調剤報酬明細書）」（取得）
・健康保険を使って治療している場合は「診療報酬明細書不添付報告書」と「領収書の原本」

（保険金の受領者が請求者本人であることの証明）
⑦「印鑑証明書」（取得）

（被害者が未成年でその親権者が請求する場合）
⑧未成年者の「住民票または戸籍抄本」（取得）

※休業損害が発生している場合は、給与所得者の場合は休業損害証明書（源泉徴収票添付）。 主婦の場合は住民票（同居の家族がいることの証明）（取得）

⑨本人確認資料：申込者の免許証等身分証明書のコピー。（※運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証、住民票のいずれか）